

黒部市にお住まいの 不妊治療費の助成を希望される皆さまへ

黒部市では体外受精、顕微授精を受けているご夫婦に対し、治療費の助成を行っています。

◎対象となるご夫婦

市内に1年以上住民票があり、申請日に黒部市に住民票があるご夫婦(法律婚)で、次の治療を受けられた方です。

- ① 体外受精または顕微授精の治療を受けられた方
- ② 体外授精または顕微授精による不妊治療の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)を受けられた方

◎助成する金額

夫婦一組に対し、申請した日を基準として、

- ① 年度¹⁾額30万円を限度に助成します。(限度額に達するまで申請可能です。)
- ② 1回の治療につき15万円まで助成します。

※ ①・②とも、1回の助成金額は、治療費から保険者もしくは共済組合の規定による保険給付、その他給付金、国・県等の助成金を差引いた額です。

※ 保険適用の方は、治療費が高額になる場合、高額療養費の支給が受けられます。まず、ご加入中の保険者にご相談のうえ、限度額認定証の交付を受けて、病院にご提示ください。

◎申請の流れ

治療費は、医療機関の窓口で自己負担額を一旦支払っていただくこととなります。その際の領収書が、申請時に必要となりますので保管しておいてください。

申請後、書類審査の上、申請された方の口座に助成金が振り込まれます。

※転入者の場合は、黒部市に転入後の治療が助成対象です。

◎申請に必要な書類

- ・黒部市不妊治療費助成金交付申請書
- ・対象治療の領収書
- ・黒部市不妊治療費助成金交付にかかる不妊治療等証明書
- ・黒部市長あての請求書
- ・医療保険各法に定める被保険者証
- ・戸籍抄本(勤務の都合等で夫婦が同一世帯にない場合のみ)

※申請に必要な書類は、県立中央病院・富山赤十字病院を除く県内の医療機関、黒部市健康増進課にあります。

※医療機関に治療内容を確認する場合があります。

◎申請方法・場所

治療が終了した日から1年以内に上記の必要書類を黒部市健康増進課に提出してください。

【お問い合わせ】 黒部市健康増進課 Tel 0765-54-2411

1)年度とは、毎年4月1日～翌年3月31日の期間をいいます。